

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年9月13日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期（自平成25年5月1日 至平成25年7月31日）
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 富岡 喜榮子
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 富岡 喜榮子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 累計期間	第26期 第1四半期 累計期間	第25期
会計期間	自平成24年5月1日 至平成24年7月31日	自平成25年5月1日 至平成25年7月31日	自平成24年5月1日 至平成25年4月30日
売上高(千円)	96,784	208,953	469,113
経常損失() (千円)	91,248	22,583	278,796
四半期(当期)純損失() (千円)	92,155	22,871	390,398
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,274,424	1,291,923	1,291,923
発行済株式総数(株)	10,663	11,945	11,945
純資産額(千円)	69,506	215,672	193,737
総資産額(千円)	829,126	632,172	640,072
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	8,642.52	1,914.72	36,091.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	8.4	34.3	30.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第25期第1四半期累計期間及び第25期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- また、第26期第1四半期累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断上、重要と考えられる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度に引き続き、当第1四半期累計期間においても営業損失18,795千円、経常損失22,583千円及び四半期純損失22,871千円を計上した結果、当第1四半期会計期間末で215,672千円の債務超過となっており、前事業年度末に引き続き、長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触しております。また、当社の有利子負債は618,921千円と総資産の97.9%を占めており、手元流動性に比して高水準にあります。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結しております。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(2) 業績の季節変動について

当社では、主として顧客の増産が集中する第4四半期会計期間に需要が多く、第4四半期会計期間の売上高及び営業費用が著しく増加する傾向があります。

(3) マザーズ上場廃止基準（債務超過）について

当社は前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。これにより当社の株式はマザーズ上場廃止基準に抵触し、平成26年4月期においてもなお債務超過を解消できない場合には上場廃止となります。当社の株式がマザーズ上場廃止となった場合は、上場市場での売買ができなくなり、換金性が著しく低下いたします。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間における世界経済は、欧州では依然として金融不安を背景とした経済の低迷が続いており、中国などの新興国も成長鈍化傾向にあるものの、米国では雇用や住宅市場などに緩やかな改善傾向が見られました。わが国経済においても、金融経済政策による円安や株式市況の改善などを背景に、企業業績や個人消費の一部が持ち直してきております。このような中、雇用や所得環境の改善の遅れ、急激な円安による原材料・原油価格の上昇や電気料金の値上げ等の懸念もあり、先行きの不透明感はあるものの、全体的には前向きなマインドが感じられる様になってまいりました。

当社が属する半導体関連業界におきましては、液晶テレビは欧米や国内の低迷に加え、中国も家電対象補助金政策の終了後は低調に推移し、デジタルカメラやパソコン関連市場も低迷いたしました。スマートフォンやタブレット端末等の成長製品や車載関連製品市場の拡大は継続いたしました。

このような経営環境のもと、当社は、主力製品である基板A O I並びに基板A V Iの受注活動に注力するとともに、その高い性能が評価されてきているインライン検査モジュールについて、積極的に取り組んでまいりました。

一方、ファイン対応B G A検査装置及びリードフレーム検査装置等につきましても積極的に受注獲得に努め、高度化するニーズに適した製品開発力の強化や一層の品質向上に努めてまいりました。

また、本年の6月5日～7日に東京ビックサイトで開催されたJPCAショー（第43回国際電子回路産業展）におきましては、最新のフリップチップパッケージ基板向け全自動A V I「BP7000」並びに国内外でニーズが高まっているフレキシブル基板向け最終外観検査装置の新製品「AV500」を出展し、最先端の新製品を検査できる装置を求めておられる国内外の多くの企業様からご相談を頂くことができました。

以上の活動によって、当第1四半期累計期間における受注は好調に推移し、受注高累計額は439百万円（前年同四半期比285.1%増）となりました。

この結果、売上高は208百万円（前年同四半期比115.9%増）、営業損失18百万円（前年同四半期は営業損失88百万円）、経常損失22百万円（前年同四半期は経常損失91百万円）、四半期純損失22百万円（前年同四半期は四半期純損失92百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産の部は、前事業年度末に比べ7百万円減少し、632百万円となりました。これは主に、現金及び預金32百万円の増加、仕掛品34百万円の増加、受取手形及び売掛金78百万円の減少によるものであります。

負債の部では、前事業年度末に比べ14百万円増加し、847百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金47百万円の増加、前受金16百万円及び未払金7百万円の減少等によるものであります。

純資産の部では、前事業年度末に比べ21百万円減少し、215百万円となりました。これは、四半期純損失22百万円等の計上によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、22百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策について

当社は、前事業年度に引き続き、当第1四半期累計期間においても営業損失18,795千円、経常損失22,583千円及び四半期純損失22,871千円を計上した結果、当第1四半期会計期間末で215,672千円の債務超過となっており、前事業年度末に引き続き、長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触しております。また、当社の有利子負債は618,921千円と総資産の97.9%を占めており、手元流動性に比して高水準にあります。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結しております。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを実施しております。

受注及び売上高の確保

主力製品であるハイエンドの基板A O Iの他、ポリウムゾーンであるミドルレンジのプリント基板検査の市場開拓を推進するため、国内外ともに直販のみならず、有力な代理店を通じた販売活動を継続しております。

また、基板A V I（最終外観検査装置）については、台湾の大手基板メーカーと一括供給に合意したハイエンド基板A V Iに加えて、目視による最終外観検査を行ってきた企業向けに今後ニーズが見込まれる安価な基板A V Iの開発が完了しており、今後の販売拡大を目指しております。

このような状況の中、当社は、製品需要の伸びが期待される台湾での営業・販売促進支援を目的として、台湾桃園縣桃園市に子会社を設立し、さらなる受注獲得に向けて営業強化を図っております。

高速インライン検査装置の分野では、フレキシブル基板やタッチパネル基板などについて、当社が長年T A Bテープ検査装置で培ってきたノウハウを生かしたロールtoロール式検査装置へのニーズが高まりつつあり、受注に向けて取り組むとともに、インライン検査装置（高性能画像処理モジュール）のリピート受注の獲得に取り組んでおります。

コスト低減

研究開発投資を戦略製品の開発に集中させることで、事業規模とのバランスを図るとともに、徹底した経費削減対策及び原価低減活動の取り組みを継続的に行っております。

資本政策

当社は、前事業年度において当社代表取締役社長を割当先とした第三者割当増資を実施いたしました。しかしながら、前事業年度末における債務超過並びに財務制限条項への抵触を解消するまでには至っていないため、引き続き資本の増強を検討しております。

資金繰り及び資金調達

資金繰りについては、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を締結しております。また、一部の取引金融機関に対して短期融資に向けた交渉を実施しております。なお、財務制限条項に抵触した長期借入金につきましては、期限の利益喪失の請求を猶予していただくことについて、取引金融機関に申し入れをしております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000
計	33,000

(注)平成25年6月21日開催の取締役会において、平成25年11月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合による株式分割及び単元株式数を100株とする単元株制度を採用する定款変更をそれぞれ行う旨決議をしております。これにより、発行可能株式総数は3,267,000株増加して、3,300,000株となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年9月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,945	11,945	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	11,945	11,945	-	-

(注)平成25年6月21日開催の取締役会において、平成25年11月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合による株式分割及び単元株式数を100株とする単元株制度を採用する定款変更をそれぞれ行う旨決議をしております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月1日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	41,843
新株予約権の行使期間	平成27年7月2日から平成35年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41,843(注2) 資本組入額 20,922(注3)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。 ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。

代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(注1) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は各新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

(注2) 平成25年6月21日開催の取締役会において、株式分割の実施並びに単元株制度の採用について決議され、平成25年10月31日（木曜日）を基準日として、1株につき100株の割合をもって分割されることにより、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

$$\text{調整後行使価額（円）} = 419$$

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成25年5月1日～ 平成25年7月31日	-	11,945	-	1,291,923	-	623,023

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,945	11,945	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	11,945	-	-
総株主の議決権	-	11,945	-

【自己株式等】

平成25年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第25期事業年度	有限責任 あずさ監査法人
第26期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	監査法人アヴァンティア

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,052	70,804
受取手形及び売掛金	169,296	91,212
仕掛品	146,055	180,286
原材料及び貯蔵品	24,242	32,037
その他	7,964	10,443
流動資産合計	385,610	384,784
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	216,563	213,274
その他(純額)	23,072	23,032
有形固定資産合計	239,635	236,306
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	14,826	11,080
固定資産合計	254,461	247,387
資産合計	640,072	632,172
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,021	122,395
短期借入金	8,965	8,965
1年内返済予定の長期借入金	² 74,814	² 101,661
未払法人税等	5,538	1,434
製品保証引当金	13,822	8,347
その他	96,507	72,972
流動負債合計	274,667	315,776
固定負債		
長期借入金	² 535,172	² 508,295
その他	23,970	23,773
固定負債合計	559,142	532,068
負債合計	833,810	847,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,291,923	1,291,923
資本剰余金	623,023	623,023
利益剰余金	2,108,685	2,131,556
株主資本合計	193,737	216,609
新株予約権	-	937
純資産合計	193,737	215,672
負債純資産合計	640,072	632,172

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
売上高	96,784	208,953
売上原価	86,841	135,157
売上総利益	9,942	73,796
販売費及び一般管理費	97,977	92,591
営業損失()	88,034	18,795
営業外収益		
保険事務手数料	29	29
補助金収入	75	-
還付加算金	155	34
その他	16	14
営業外収益合計	276	77
営業外費用		
支払利息	3,197	2,926
手形売却損	194	783
その他	99	154
営業外費用合計	3,490	3,865
経常損失()	91,248	22,583
税引前四半期純損失()	91,248	22,583
法人税、住民税及び事業税	974	485
法人税等調整額	67	197
法人税等合計	906	288
四半期純損失()	92,155	22,871

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第 1 四半期会計期間 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)

当社は、前事業年度に引き続き、当第 1 四半期累計期間においても営業損失18,795千円、経常損失22,583千円及び四半期純損失22,871千円を計上した結果、当第 1 四半期会計期間末で215,672千円の債務超過となっており、前事業年度末に引き続き、長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触しております。また、当社の有利子負債は618,921千円と総資産の97.9%を占めており、手元流動性に比して高水準にあります。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結しております。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達に困難となっております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを実施しております。

1. 受注及び売上高の確保

主力製品であるハイエンドの基板 A O I の他、ボリュームゾーンであるミドルレンジのプリント基板検査の市場開拓を推進するため、国内外ともに直販のみならず、有力な代理店を通じた販売活動を継続しております。

また、基板 A V I (最終外観検査装置) については、台湾の大手基板メーカーと一括供給に合意したハイエンド基板 A V I に加えて、目視による最終外観検査を行ってきた企業向けに今後ニーズが見込まれる安価な基板 A V I の開発が完了しており、今後の販売拡大を目指しております。

このような状況の中、当社は、製品需要の伸びが期待される台湾での営業・販売促進支援を目的として、台湾桃園縣桃園市に子会社を設立し、さらなる受注獲得に向けて営業強化を図っております。

高速インライン検査装置の分野では、フレキシブル基板やタッチパネル基板などについて、当社が長年 T A B テープ検査装置で培ってきたノウハウを生かしたロールtoロール式検査装置へのニーズが高まりつつあり、受注に向けて取り組むとともに、インライン検査装置 (高性能画像処理モジュール) のリピート受注の獲得に取り組んでおります。

2. コスト低減

研究開発投資を戦略製品の開発に集中させることで、事業規模とのバランスを図るとともに、徹底した経費削減対策及び原価低減活動の取り組みを継続的に行っております。

3. 資本政策

当社は、前事業年度において当社代表取締役社長を割当先とした第三者割当増資を実施いたしました。しかしながら、前事業年度末における債務超過並びに財務制限条項への抵触を解消するまでには至っていないため、引き続き資本の増強を検討しております。

4. 資金繰り及び資金調達

資金繰りについては、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を締結しております。また、一部の取引金融機関に対して短期融資に向けた交渉を実施しております。なお、財務制限条項に抵触した長期借入金につきましては、期限の利益喪失の請求を猶予していただくことについて、取引金融機関に申し入れをしております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、受注及び売上高の確保については今後の受注動向や経済環境に左右されること、また、資本政策については検討の段階であること、さらに、資金繰り及び資金調達については取引金融機関との協議を継続していく必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年7月31日)
受取手形割引高	27,195千円	61,830千円

2 財務制限条項

前事業年度(平成25年4月30日)

長期借入金430,316千円(1年内返済予定分を含む)には次の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失の請求を猶予していただくことについて、取引金融機関に申し入れをしております。

- (1) 各事業年度末日における純資産額が132,000千円以下になったとき
- (2) 書面による事前承諾なしに、第三者に対して貸付、出資、保証を行なったとき

当第1四半期会計期間(平成25年7月31日)

長期借入金430,316千円(1年内返済予定分を含む)には次の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触しておりますが、期限の利益喪失の請求を猶予していただくことについて、取引金融機関に申し入れをしております。

- (1) 各事業年度末日における純資産額が132,000千円以下になったとき
- (2) 書面による事前承諾なしに、第三者に対して貸付、出資、保証を行ったとき

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年5月1日至平成24年7月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)

当社では、主として顧客の増産が集中する第4四半期会計期間に需要が多く、第4四半期会計期間の売上高及び営業費用が著しく増加する傾向があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
減価償却費	7,396千円	3,566千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年5月1日至平成24年7月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期累計期間において、92,155千円の四半期純損失を計上したため、株主資本が前事業年度末に比べ同額減少し、69,506千円となりました。

当第1四半期累計期間（自平成25年5月1日至平成25年7月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期累計期間において、22,871千円の四半期純損失を計上したため、株主資本が前事業年度末に比べ同額減少し、215,672千円の債務超過となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間（自平成24年5月1日至平成24年7月31日）

当社は、半導体検査装置の開発、製造、販売及び保守サービスを事業内容とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間（自平成25年5月1日至平成25年7月31日）

当社は、半導体検査装置の開発、製造、販売及び保守サービスを事業内容とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 （自平成24年5月1日 至平成24年7月31日）	当第1四半期累計期間 （自平成25年5月1日 至平成25年7月31日）
1株当たり四半期純損失金額（ ）	8,642円52銭	1,914円72銭
（算定上の基礎）		
四半期純損失金額（ ）（千円）	92,155	22,871
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額（ ）（千円）	92,155	22,871
普通株式の期中平均株式数（株）	10,663	11,945

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

（追加情報）

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成25年6月21日開催の取締役会決議及び平成25年7月26日開催の定時株主総会決議に基づき、平成25年11月1日を効力発生日として、株式分割を行うとともに単元株制度を採用いたします。

株式分割の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日）及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の主旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

株式分割の概要

ア. 分割の方法

平成25年10月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

イ. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,945株
今回の分割により増加する株式数	1,182,555株
株式分割後の発行済株式総数	1,194,500株
株式分割後の発行可能株式総数	3,300,000株

ウ. 分割の日程

基準日の公告日	平成25年10月16日
基準日	平成25年10月31日
効力発生日	平成25年11月1日

1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	86円43銭	19円15銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期累計期間には潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月10日

インスペック株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸城 秀樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社の平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き、当第1四半期累計期間においても営業損失18,795千円、経常損失22,583千円及び四半期純損失22,871千円を計上した結果、当第1四半期会計期間末で215,672千円の債務超過となっており、前事業年度末に引き続き、長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は618,921千円と総資産の97.9%を占めており、手元流動性に比して高水準にある。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結している。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっている。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年4月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成24年9月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成25年7月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。